

議案第9号

新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第190条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

(新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法等の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。